

赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画 (素案)

令和3年度～令和7年度

北海道 余市郡 赤井川村

1	基本的な事項	1
(1)	赤井川村の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
(3)	赤井川村行財政の状況	6
(4)	地域の持続的発展の基本方針	9
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	10
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7)	計画期間	10
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	10
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
(1)	現況と問題点	11
(2)	その対策	11
(3)	計画	12
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	12
3	産業の振興	13
(1)	現況と問題点	13
(2)	その対策	13
(3)	計画	15
(4)	産業振興促進事項	16
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	16
4	地域における情報化	16
(1)	現況と問題点	16
(2)	その対策	17
(3)	計画	17
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	17
5	交通施設の整備、交通手段の確保	17
(1)	現況と問題点	17
(2)	その対策	18
(3)	計画	19
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	19
6	生活環境の整備	19
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	20
(3)	計画	21
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	22
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	23
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	23
(3)	計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	24
8	医療の確保	25
(1)	現況と問題点	25

(2) その対策	25
(3) 計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	26
9 教育の振興	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
10 集落の整備	28
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	28
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
11 地域文化の振興等	29
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	30
12 再生可能エネルギーの利用の推進	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	31
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	31
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	32
(3) 計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分	34

1 基本的な事項

(1) 赤井川村の概況

ア 赤井川村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

【自然的条件】

本村は、北緯43度4分、東経140度49分に位置し、北海道の南西部、後志管内北部にある面積280.09km²の純農村で、四方を山に囲まれたカルデラ状地形をなし、北は冷水峠を隔てて余市町に、西は仁木町に、東は朝里岳及び余市岳等の連山によって小樽市・札幌市に、南は倶知安町及び京極町に隣接している。

地形の大きさは、東西26km、南北17kmで、村の南東部にある余市岳（標高1,488m）に源を発する余市川が西流し、流域は帯状の平坦地が形成されており、また、余市川水系の赤井川を中心に赤井川盆地を形成している。

余市川流域は上流に行くに従い、礫混じりの酸性土壌地帯となり、気象条件は、盆地特有の内陸型気候で、冬は積雪が多く、夏は気温が高くなる。

また、昼夜の寒暖の差が大きいため、果菜類の栽培に適しているが、余市川上流は冷害を受けやすい。

【歴史的条件】

本村は、明治15年（1882年）に山口県萩の人、粟屋貞一、井関百合蔵の両名により探検が行われ、同26年には余市町の林長左衛門他27名の組合組織によって、200万坪の土地貸付を出願し、同年5月に貸付指令が出て直ちに道路を開削、同年7月より9月までの3ヶ月間に78戸の農民が入植し、開拓が始まった。

その後、明治28年には、1,100万坪余りの土地を団体又は個人に貸与したので、移住する人が次第に増加し、同30年には戸数300戸の大部落を形成していた。

当時、本村は大江村（現在の仁木町）の管轄であったが、明治32年6月10日に同村から分村して赤井川村と称し、戸長役場が設けられた。

明治39年には2級町村制が施行され、昭和13年、現在の字名に改称し、今日に至っている。

【社会的条件】

本村には鉄道がなく、主要な公共交通機関はバスとなっており、一日4便が民間バス路線により余市町から往復しているが、事業者によるダイヤ改正により日曜・祝日が運休となり、今後は路線廃止が見込まれている。

本村から村外へ通じる道路は3路線あり、国道393号にて小樽市・札幌市と倶知

安町へ、道道仁木赤井川線にて仁木町へ、道道余市赤井川線にて余市町へ出ることができきる。

役場所在地から周辺の街までの距離は、余市町が14km、道道余市赤井川線から国道5号経由で小樽市まで32km、札幌市までが70km、国道393号経由で小樽市まで41km、札幌市までが74km、倶知安町まで33kmとなっている。

【経済的条件】

本村の基幹産業は農業であるが、標高120～370mに至る山間地に農地が開けており、土地条件として、余市川流域は帯状の平坦地であるが、上流ほど土壌に礫が混じり、農耕には適さないところも多く、気象条件についても、平均標高が250mと高く霜の被害を受けやすいことや、積雪が多いため農耕期間が短い等不利な面もあるが、国営事業により整備された畑地かんがい施設やハウス栽培等により多種類の作物を作付している。品目が多いことからロット面で競争力不足となる場面もあり中心となる作物も変遷を繰り返してきたが、道の駅の開業により多様な品目・加工品のメリットを活かす生産・販売が行われている。

村内には、金銀鉱の地下資源があり、戦前から3～4の鉱山が稼働していたが昭和元年に閉山しており、現在は鉱山周辺において高温の地熱が確認していることから、地熱資源の調査が行われているとともに、再生可能エネルギーの推進を目的に、100年前に旧鉱山において稼働していた小水力発電施設の事業化調査も実施されている。

商業については、個人商店が2店舗となり、日用雑貨を主に販売しているが、コンビニエンスストアや隣接市町の大型店に自動車で購入へ出かける消費者が多く、村内個人商店の利用は激減している。

観光については、平成3年12月キロロリゾートがオープン、平成5年12月にはキロロタウンがオープンし、平成11年度の観光客の入り込み数は約70万人を記録した。

また、長引く景気低迷やスキー人口の減少に伴い入り込み数は減少していたものの、外国人観光客の増加により再開発がなされ、令和2年にはコンドミニウムと新たな索道が整備された。

なお、平成27年の道の駅開業により、道央圏を中心とした日帰り観光客が60万人程度訪れている。

イ 赤井川村における過疎の状況

【人口等の動向】

赤井川村が大江村から分村した明治32年の人口は1,766人であったが、その後入植者の増加により、大正6年に3,787人、昭和に入ってから昭和10年の3,592人、戦後は昭和24年の3,014人がそれぞれのピーク時の人口となっている。

昭和25年以降は毎年減少し続け、平成3年12月にオープンしたキロロリゾートの従業員の流入により一時的に平成7年の国勢調査では人口1,552人と平成2年の国勢調査と比較し82人の増加と微増に転じたものの、高齢化に伴う自然減や子どもの就学を理由とした転出、キロロリゾートの経営転換等により平成22年の国勢調査では1,262人、平成27年には1,121人と人口減少が続いている状況にあったが、リゾート再開に伴う外国人住民の増加や移住・定住促進等を要因として、令和2年の国勢調査により1,165人と人口増加に転じている。

【これまでの過疎法に基づくものも含めた対策】

過疎対策については、これまで過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき、国や道の支援を受けながら生活環境の整備、農業生産基盤の整備及び住民福祉の増進に重点を置き、地域活性化に向け施策を講じてきた。

その結果、村道等の整備をはじめ、下水道、ごみ処理施設など各施設整備や公共交通の維持による定住環境が向上し、農業分野においても畑地かんがい施設の整備に伴う生産条件の改善並びに道の駅の開業による新たな販路が構築され、新規作物の導入や新規就農者の増加へ結びついている。

【現在の課題】

本村を取り巻く環境は少子・高齢化、人口減少、景気低迷の長期化、安全・安心への意識の高まり、環境保全、再生可能エネルギーの時代到来、地方分権の進展、地方創生の時代到来、さらには収束することの見えない新型コロナウイルス感染症など大きく変化しており、また、村内においては人口減少への対応や農業の振興と農村環境の保全や保健・医療・福祉の充実、公共交通の確保を重視する住民ニーズが強まっている。

こうした内外の情勢に的確に対応しながら新しい自治体経営を進めていく必要があり、本村の振興方針は、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する活力あるむらづくりを基本とし、課題は次のように考えられる。

- ・カルデラの地形によって育まれた、独特の美しい自然環境・田園風景の維持・整備

- ・カルデラ特有の気象条件等を活かした農産物を生み出す農業への支援
- ・「キロロリゾート」「道の駅あかいがわ」など魅力ある観光資源と観光地域づくり法人（DMO）との連携による国際リゾートの推進
- ・小樽市、札幌市に隣接する都市に近い立地条件を活かすこと
- ・健康で安心して暮らせる充実した保健・福祉・生活環境の整備

【今後の見通し】

これまでの過疎対策において策定した事業計画で達成することができなかった事業を継続するとともに、赤井川村の現状を踏まえ、将来的視野に立って産業経済と生活環境の調和のとれたむらづくりを推進するために、基幹産業の施策を講じ、住民福祉の向上、雇用の拡大を図り、地域の特性や資源を活かした個性豊かな地域づくりを目標にして、過疎地域としての持続的発展に努めていきたい。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、北海道の総合計画等における位置付け等に配慮した赤井川村の社会経済的発展の方向の概要

「日本で最も美しい村連合」に加盟する由縁となる、地域資源である美しい自然環境や農業が育む景観を活かした観光業で人を呼び込み、観光拠点となるキロロリゾートや道の駅あかいがわを中心に「ひと」と「もの」との流通を促し、系統や産直以外の農産物等の販売基盤の確立や6次産業化への取り組みにより雇用機会の拡大と農業所得の向上を図る。

また、阿女鱒岳周辺で実施されている地熱開発調査や小水力発電事業化調査の結果によっては、民間主導による事業化も見込まれること、さらには北海道新幹線工事も着工されており、周辺環境や事業者の受入体制を整備し村内商工業者の雇用機会の拡大と所得の向上を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本村の人口は、戦後以降では昭和24年の3,014人を頂点として昭和25年以降は毎年減少し続けたが、平成7年の国勢調査の結果では人口が1,552人となり、平成2年の国勢調査より82人増加したものの平成12年の国勢調査では1,512人、平成22年の国勢調査では1,262人、平成27年には1,121人と減少が続いていたが、リゾート再開発に伴う外国人住民の増加や移住・定住促進等を要因として、令和2年の国勢調査では、1,165人と44人の人口増加へ転じている。

また、高齢化社会への進行は本村でも例外ではなく、出生率の低下による少子化などに伴い確実に高齢者の比率が高くなってきている。

産業別就業人口の推移については、第一次産業人口の比率が昭和50年以降年々減少しており、今後においても農業経営者の高齢化や後継者不足により、農業従事者の減少が予想される。

第二次産業人口についても、製造業等の企業立地が極めて困難な状況にあることから、増加することは考えにくい。

第三次産業人口については、キロリゾートのオープンに伴い、平成7年の国勢調査では初めて第一次産業人口を上回り、村の産業構造に変化が見られた。

本村が他の市町村と比較して過疎化が進行した要因は、戦後の産業構造の変化に対応できず、時代の変化に対応した産業が生まれなかったこと、山に囲まれた孤立した立地条件の下で道路の整備が遅れ、依然として交通アクセスが不便であることが考えられるが、幸いにもリゾート産業の誘致と再開発に成功し、雇用機会の創出で一時的ではあるが人口の減少に歯止めをかけることができた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症を契機とした国内外の経済状況の悪化などから観光客の入り込みが伸び悩み、厳しい経営環境を強いられている。

今後も、北海道新幹線の工事推進や国道393号と道道小樽定山溪線を繋ぐ新規路線検討を国や関係機関に対して要請活動を展開し、定住自立圏中心市である小樽市や圏域の町と連携した広域観光ルートの形成、観光産業を核とした各種施設の充実や関連企業との結びつきを強化しながら、一方では基幹産業である農業の基盤整備を推進し、観光産業と農業を結びつけたむらづくりを実践していきたい。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,793	人 1,734	% △37.9	人 1,470	% △15.2	人 1,310	% △10.9	人 1,121	% △14.4	
0歳～14歳	1,035	420	△59.4	222	△47.1	159	△28.4	139	△12.6	
15歳～64歳	1,616	1,132	△30.0	1,007	△11.0	815	△19.1	618	△24.2	
うち										
15歳～29歳(a)	662	294	△55.6	192	△34.7	190	△1.0	108	△43.2	
65歳以上 (b)	142	182	28.2	241	32.4	336	39.4	364	8.3	

(a)/総数	%	%	—	%	—	%	—	%	—
若年者比率	23.7	17.0		13.1		14.5		9.6	
(b)/総数	%	%	—	%	—	%	—	%	—
高齢者比率	5.1	10.5		16.4		25.6		32.5	

表1-1(2) 産業別人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年			昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,479	人・% 964	人・% △515	人・% 921	人・% △43	人・% 754	人・% △167	人・% 642	人・% △112	人・% 642	人・% △112
第1次産業	1,163	642	△521	390	△252	269	△121	225	△44	225	△44
人口・人口比	78.6	66.6	△12.0	42.4	△24.3	35.7	△6.7	35.1	△0.6	35.1	△0.6
第2次産業	94	111	17	286	175	64	△222	71	7	71	7
人口・人口比	6.4	11.5	5.2%	31.1	19.5	8.5	△22.6	11.1	2.6	11.1	2.6
第3次産業	222	211	△11	245	34	421	176	346	△75	346	△75
人口・人口比	15.0	21.9	6.9%	26.6	4.7	55.8	29.2	53.9	△1.9	53.9	△1.9

表1-1(3) 人口の見通し

将来人口の独自推計結果（赤井川村人口ビジョンによる（令和3年3月改訂版））

単位：人

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	1,121	1,075	1,048	1,026	1,004	984	971	966	964	960
0～14歳人口	139	128	115	137	148	157	162	167	170	170
15～64歳人口	618	568	570	541	521	489	484	495	513	534
65歳以上人口	364	379	363	348	335	338	325	304	281	257
高齢化率	32.5%	35.3%	34.6%	33.9%	33.4%	34.3%	33.5%	31.5%	29.1%	26.8%

※小数点以下の端数処理のため合計または割合が一致しない場合がある

(3) 赤井川村行財政の状況

ア 行政

地方分権の推進により、地域の実情に即した施策を地域で実行することが求められるとともに、住民の生活スタイルの多様化により高度化、複雑化する行政需要に対応

する体制整備をすることが緊急の課題となっており、住民の求める各種行政サービスの主体としての役割はますます重要なものとなっている。

今後重要課題となっている人口減少への対策や保健・福祉・生活環境の整備など、新たな行政需要に対応できる組織・機構の改革や限られた人員の中で、柔軟に職員配置を行っていく必要がある。

また、業務全般にわたる事務事業の見直し、事務処理の ICT 化など庁内の事務処理システムの効率化に関しても検討を加える必要がある。

広域行政については、後志管内 16 町村によって設立した後志広域連合による税の滞納処理事務、国民健康保険事務及び介護保険事務の共同処理や北海道後期高齢者医療広域連合、消防、環境衛生業務においては一部事務組合である北後志消防組合、北後志衛生施設組合及び北しりべし廃棄物処理広域連合に加入しており、今後も広域での事務処理について検討し、積極的な参加を行っていく。

なお、北海道横断自動車道、北海道新幹線の早期建設実現に向け、引き続き構成市町村との連絡を密にし、積極的に取り組む必要がある。

イ 財政

新型コロナウイルスを契機とする世界的な経済環境の悪化により、地方交付税の伸び悩みや公債借入等による厳しい財政状況にあることから、簡素で効率的な財政運営が強く求められている。

本村ではキロロリゾートの開業、昨今の再開発に伴い、固定資産税等の税収は以前と比べると増加しているものの、財政規模の小さな村にとっては国や道の補助事業等を積極的に活用しなければ村の活性化を図ることは困難であり、歳入のほとんどが地方交付税、国庫支出金、地方債に頼っているのが現状である。

公共施設の整備については、下水道や公園の整備、へき地保育所、診療所、デイサービスセンター、道の駅などを着実に実施しており、生活環境の整備が進んでいるが、住環境整備や防災・減災に対する住民ニーズが高く、まだ十分なものとなっていない。

限られた財源を活用し、住民生活の向上を進めるためには、対処しなければならない地域課題を選択し、財政規律を進めていかななくてはならず、今後は既存施設の効率的活用を図るとともに、維持管理手法の経費削減等の検討を進めていかなければ、財政状況はますます厳しいものとなることが予想される。

表1-2(1) 市町村財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	2,049,443	2,242,799	2,186,934
一般財源	1,463,435	1,483,349	1,376,442
国庫支出金	175,040	195,577	131,376
都道府県支出金	48,354	57,031	66,093
地方債	192,834	228,233	127,835
うち過疎対策事業債	63,200	153,500	84,000
その他	169,770	278,609	485,188
歳出総額 B	1,918,433	2,046,749	2,179,374
義務的経費	647,211	617,824	659,074
投資的経費	169,591	136,136	157,173
うち普通建設事業	169,591	136,136	157,173
その他	1,002,571	1,096,524	1,249,626
過疎対策事業費	99,060	196,265	113,501
歳入歳出差引額 C (A - B)	131,010	196,050	7,560
翌年度へ繰越すべき財源 D	53,369	52,612	2,241
実質収支 C - D	77,641	143,438	5,319
財政力指数	0.25	0.21	0.23
公債費負担比率	13.6	10.0	14.0
実質公債費比率	6.6	9.9	0.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	78.1	87.1	99.7
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	1,900,773	2,263,466	2,305,561

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道			138,825m	139,629m	137,556m
改 良 率 (%)	35.4	56.7	59.0	62.6	65.66m
舗 装 率 (%)	30.9	51.9	57.5	60.2	63.0
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)					—
林 道					
延 長 (m)					
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	1.6	3.8	—	—	—
水 道 普 及 率 (%)	72.2	85.4	97.5	98.1	99.4
水 洗 化 率 (%)	(11.7)	(13.3)	6.6	88.7	91.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	10.0	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本村の人口は、国勢調査によると昭和30年の3,045人をピークに年々減少の一途をたどり、平成3年3月末には1,299人までに減少した。

平成3年12月キロロリゾートがオープンしたことにより、雇用の場が拡大し一時的に人口の増加が見られたが、長引く不況の影響による従業員の削減、高齢化の急速な進行により人口減少に歯止めがきかない状況であり、基幹産業の低迷、地域社会や産業を支える担い手不足など多くの課題を抱えているが、その一方で都市部にはない美しい自然や景観、多岐にわたる農産物など多様な資源を保有しており、地域社会の自立に向けた大きな潜在力と可能性を持っている。

こうした赤井川村の公益的、多面的機能を一層発揮していくため、今後の過疎地域持続的発展対策については、北海道過疎地域持続的発展方針との調和を図り、新型コロナウイルスを契機とする経済の低迷、行財政の本村を取り巻く厳しい現状と時代の変化に的確に対応するとともに、第4期赤井川村総合計画や各分野別計画、さらには、「地方創生」を実現するためのビジョンである「第2期赤井川村創生総合戦略」などの各種計画等との整合性を図るとともに、SDGsの視点を持ち、自然資源、人的資源、人工資源

を有する農村としての地域資源を上手く活用しながら、産業や生活に関わる基盤整備等による格差是正やそれらインフラの維持管理のほか、農業の担い手対策、地域資源を活用した地熱や小水力による再生可能エネルギーの推進、公共交通の確保、救命救急や医療対策、集落の維持・活性化対策、地域を担う人材の育成・確保などの様々な施策を、行政・地域コミュニティ・NPO・企業など、多様な主体の協働・連携により展開し、地域の自給力と創富力を高め、個性豊かで活力に満ちた持続可能なむらづくりを進める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

赤井川村における地域の持続的発展のために計画期間内に達成すべき基本目標を次のとおり定める。

基本目標	単位	目標値
生産年齢人口の確保	人	620 (令和8年度)
18歳未満の人口比率	%	13.9 (令和8年度)
社会増減数 (転入者数－転出者数) *外国人住民除く	人	10 (令和8年度)
人口1人当たりの 地方税納付額	円	238,000 (令和8年度)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度部内評価を実施し、取りまとめたものを広報あかがわ及び村ホームページにて公表を行うものとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等は、村民の大切な財産であり、その財産を守るためには、施設を計画的に維持管理するとともに、将来にわたって村民の理解が得られるサービス水準を確保する必要がある。

しかしながら、今後想定される厳しい財政状況の中で、公共施設等に投資できる限られた予算を適切に執行するためには、村民ニーズの量や質の変化を適切に捉え、総合的で効率的・効果的な施設運営が求められる。

これらを踏まえ、公共施設マネジメントの基本的な考え方である「量」と「質」及び「コスト」の視点から公共施設を見直し、持続可能な村民サービスの提供を図るため、赤井川村公共施設等総合管理計画と本計画との整合性を図り、費用対効果を考慮し、過疎対策において必要となる公共施設等の一体的なマネジメントを推進するものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

当村における移住・定住支援策については、平成28年度より10カ年の措置として、新築住宅並びに民間アパート建設に対する支援施策を展開し、令和2年度末現在で民間アパートが3棟30戸、新築住宅11戸の建設につながり、定住促進効果が見られ、人口減少対策に一定の歯止めがかかっている状態である。

また、平成26年度から受け入れを開始した地域おこし協力隊員については、令和2年度末までに述べ9人を受け入れ、そのうち3人が任期满后も定住している。定着率は3割強と地域の担い手として様々な分野で活動している。

基幹産業である農業の担い手育成については、平成7年度より新規就農者受け入れ制度を開始し、令和2年度末までに24戸の新規就農者が定着し、世帯人口を含めると52人の定住に繋がっている。農業経営のほかに消防団員、冬期の除雪業務従事者、子育てサークルのリーダー等様々な分野で活動し、地域コミュニティの形成に大きく寄与しているが、農業経営者の平均年齢も高齢化しており、地域農業の持続的な発展を図るためには、更なる新規就農者の受け入れが急務となっている。

また、地域間交流については、当村の強みである道央圏に隣接する立地を活かし、大都市圏との農業体験活動やふるさと納税寄附者を対象にした現地交流会を実施し、関係人口の構築を進めている。

(2) その対策

ア 移住定住支援制度の展開

令和7年度末で支援措置が終了となる移住定住支援制度を広くPRするため、移住に関する受け入れ体制の強化を進めるとともに、都会に近い田舎としての特性を活かし、移住者等を掘り起こすためのプロモーション活動を展開する。

イ 新規就農者及び地域おこし協力隊員の受け入れの推進

都市部に住む人材を地域に呼び込み、地域を新たな視点で客観視できる地域おこ

し協力隊員は、これからの地域コミュニティの維持形成に必要であるという認識に立ち、農業分野における新たな人材、自ら起業を考える人材を中心に受け入れを進め、地域への定着率を高めていく。

また、新規就農者受入体制を継続し、新規就農者技術習得センターを核とした担い手育成を進める。

ウ 地域間交流の推進

関係人口から定住人口へと繋げるためには、地域を認知してもらうことが重要である。学校給食費の無償化をはじめとする子育て支援策と移住定住支援策のプロモーション活動を展開するとともに、ふるさと納税現地交流会、短期農業体験や農業生産者団体との連携による都市部住民との農業交流、さらには農村体験と観光を有機的に結びつける新たな地域間交流の入口施策を実施する。

【目標値】

○地域おこし協力隊員の定着率 40%

○移住定住支援事業による住宅建築戸数 7戸

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	地域おこし協力隊受入事業	村	
		移住定住支援事業	村	
	(2)地域間交流	ふるさと納税寄付者交流会	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

就農希望者を受け入れる新規就農者技術修得センターについては、点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できる環境を整え、新規就農者の育成に努める。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

過疎化が進行した背景には、農業以外にこれといった産業が生まれてこなかったことが挙げられるが、幸いにも、平成3年にリゾート産業の誘致が実現したため、若者の受け皿となる魅力ある就労の場を確保することができた。

しかしながら、依然として産業基盤が脆弱で、村の基幹産業である農業も新規就農者の定着は見られるものの若い後継者が少なく、経営主の年齢も高齢化している。

基本的には、産業の振興は民間の活力を期待するものであるが、条件的に恵まれていない過疎地域においては、村が主体となり、地域の持つ産業資源の開発や産業発展の基盤整備を行い、民間活力の導入を誘発することが必要であり、その際には異業者間交流や農協、商工会等の団体との連携を行い、農林業・観光はもちろんのこと、商工業等の振興により住民所得の向上や地域循環型経済の向上を図らなければならない。

(2) その対策

ア 農業の振興

①生産基盤の整備

地域の特性に適合した農業の確立を図ることが必要であるが、近年、農業生産額に占める野菜のウエイトが高くなっており、農業所得を向上させるためには、野菜栽培面積を拡大させることが必要で、ハウス施設の導入をはじめ、長期出荷に対応した生産システムの確立を積極的に推進しなければならない。

また、本村は干ばつに弱い粘土質の土地条件にあるため、農業用水の確保が最重要課題となっており、国営・道営事業により整備した畑かん施設を有効に活用するとともに、畑地帯総合整備事業による基盤整備を行い、かんがい用水を使った生産体系の改善に取り組み、農業所得の向上を図る。

なお、落合ダムをはじめとする畑かん施設は、村の農業にとって最も重要な施設であることから、防災対策も視野に今後の維持管理並びに施設更新には万全を期す必要がある。

②土づくりの推進

地域資源であるバーク堆肥、家畜ふん尿堆肥の運搬経費を助成するなど有機質資材の使用を奨励し、地力増進による生産性の向上を図る。

③農業後継者及び新規就農者の育成

新規就農者対策としては、地域営農団体等における農業体験希望者の受け入れ体制を

充実し、営農実習を支援するとともに、耕作放棄地対策を進め、円滑な就農定着に向けた支援を実施する。

④鳥獣被害対策の推進

エゾシカ、アライグマ等による農作物への鳥獣被害が深刻化・広域化していることから、赤井川村鳥獣被害防止計画に基づき、地域一丸となった対策を講じるとともに、鳥獣被害対策の指導者や捕獲の担い手の育成を図る。

⑤新しい農業の発展

ICTを活用した Society5.0 社会にふさわしい新しい農業技術の導入を検討し、農業経営の省力化を目指す。

イ 商工業の振興

昭和62年に商工会を組織し、地元商工業者の育成に努めているが、自家用車の普及や近隣市町への大型店進出に伴い、購買力が流失しており、現在、商店の後継者は皆無の状況である。

村では、高齢化に対応した消費サービスの向上、道の駅を中心とした観光入り込み客の購買力の活用、地場産品を使用した特産品開発・製造、村内商業活動の戦略的展開方法を商工会が中心となり検討を行うとともに、既存店舗を活用した新たなサービス事業の展開も検討する必要がある。

ウ 観光の振興

本村は、豊かな自然環境を活用したリゾート産業を誘致し、平成11年には70万人の観光客が訪れていたが、経済環境の悪化により観光客数が伸び悩んでいた。昨今のインバウンド観光客の急激な増加と平成27年に開業した道の駅あかいがわにより、平成30年には110万人を超える観光客入り込み数となった。しかし、新型コロナウイルス感染症による観光業への影響は計り知れなく、観光を基幹産業とする当村にとっては大きな影響を及ぼしている現状にある。

観光振興においては、令和2年度に地域づくり法人（DMO）である赤井川国際リゾート推進協会が設立され、広域観光をはじめ、地域資源を活用した新たな観光ルートづくりを展開していく。

また、村の観光拠点施設として整備した道の駅あかいがわにおいて、村の特産品や地域観光資源を広くPRし、農村観光による地域経済波及効果が最大限生まれる取組を推進する。

【目標値】

○新規就農者数 10人

○観光客数 1,158千人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	土づくり対策事業	新おたる 農協	
		畑地帯総合整備事業	北海道	
		水利施設整備事業	北海道	
	(10)過疎地域持続的発 展特別事業 第1次産業	基幹水利施設管理事業	村	
		耕作放棄地解消事業	新おたる 農協	
		新規就農者育成支援特別対策事業	村	
	商工業・6次産業化	販売加工品開発事業	村	
	観光	道の駅あかいがわ指定管理事業	村	
	商工業・6次産業化	販売加工品開発事業	村	
	(11)その他	駆除鳥獣焼却施設整備事業	村	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種について、次の表により記載。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
赤井川村全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、畜産業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)のとおり

(iii) 他の市町村との連携に関する事項

(i)で掲げる業種の産業振興については、広域での事業実施を検討する等、定住自立圏との連携に努め、インバウンド対応を含めた新たなサービスの創出等を図るものとする。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

基幹水利施設については、維持管理、修繕、更新等の際には、コスト縮減のため新技術の採用等を検討する。日常的な点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策などに活かす。

道の駅あかいがわは、点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図る。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信技術の発達により、日常生活や社会のあらゆる場所、活動において ICT 環境は急速に向上し、地域における情報通信網の整備は必要不可欠な社会基盤となっている一方、光ファイバ未開通地域を有しているため、当村においても、すべての村民が超高速情報通信を利用できる環境を整備する必要がある。

また、災害時への対処と住民生活の向上を図るため、公共空間における Wi-Fi 環境の整備を進めるとともに、災害時等の情報を的確に全住民に周知するため、引き続き、防災行政無線の運用や地上デジタル放送に対応するデジタルテレビ中継所の保守管理が重要

である。

(2) その対策

情報通信設備の整備については、今後の村づくりにおいて欠かすことのできない社会基盤であることから、村全体の情報化の推進を図るため、すべての村民が超高速インターネットを利用できるよう、民間事業者による光ファイバ未整備区域の整備を支援する。

なお、防災行政無線については、災害時における住民への重要な情報伝達手段であるため、適切な維持管理に取り組む。

【目標値】

○超高速ブロードバンド世帯カバー率 100%

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	テレビ放送中継施設	テレビ中継所管理業務	村	
	防災行政用無線施設	防災行政無線保守点検業務	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

情報通信設備について、公共施設等総合管理計画には記載はないが、災害時には重要な施設となることから、計画的に点検、診断を行い、施設の長寿命化を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本村には鉄道はなく、村の主要交通機関は民間バス路線となっており、余市町まで一日4往復運航されている。自家用車の普及と人口減少などにより利用者数が減少、さらには全国的なバス乗務員不足等の要因も影響し、令和元年12月より日曜日・祝日が運休したため、市町村運営有償運送事業によりバス路線を維持しているが、バス事業者による不採算路線の整理統合方針から、令和4年3月末をもって廃止の方針が示され、地

域公共交通の維持が大きな課題となっている。

赤井川村から村外へ通じる道路は、本村を經由して小樽市と倶知安町を結ぶ国道 393 号、道道は、余市町を起点とする道道余市赤井川線と仁木町を起点とする道道仁木赤井川線がある。これら路線は、地域産業・経済活動を支えるとともに、救急搬送、災害時における物資輸送や広域的な避難経路としても活用されており、道路幅の拡充や雪崩対策が必要な箇所がある。

また、村道においては、総延長が 137.4 km で国道、道道と結びつき住民生活、産業経済基盤となっているが、改良率 65.4%、舗装率 63.0%となっており、改良・舗装率ともに未だ低い状態となっている。

(2) その対策

ア 公共交通の維持

村民の日常生活に欠かせない移動手段の維持・充実に向け、令和 2 年度より策定を進めている「赤井川村地域公共交通計画」に基づき、市町村有償運送事業により地域資源を活用した新たな公共交通システムを整備し、公共交通の維持・確保に取り組む。

イ 国道 393 号の整備促進

国道 393 号については、国道 5 号や国道 230 号の交通障害時における迂回路線になるとともに、道南圏と道央圏を結ぶ産業道路として重要な役割を担う道路であり、観光を基幹産業とする当村においても観光振興に欠かすことのできない道路である。また、災害時における物資輸送、避難路としても重要なルートである。平成 20 年に全線開通し、交通量も増加しているが、急こう配・急カーブの連続する区間については冬期の安全な通行に支障となるおそれがあるため、整備促進について関係機関へ要望活動を今後も実施していく。

ウ 道道の整備

道道余市赤井川線の沿線の中心市街区間については、冬期間堆雪スペースもなく道路幅が極端に狭くなり、歩行者及び通行車両が常に危険をはらんでいる状態である。除排雪はもちろん、道路拡幅について関係機関へ要望活動を今後も行っていく。

エ 村道の整備

村道の整備については、これまで改良・舗装工事を行ってきたが、その整備はまだ十分なものとはなっておらず、日常生活に密着している道路や産業振興のための道路、併せて非常時の避難路のための道路は、引き続きその整備促進を図る必要がある。

また、村が管理する橋梁は 64 橋あり、既に建設後 50 年以上を経過した 4 橋を含め、

今後 10 年の間にその比率は 46%に達する見込みであることから、橋梁長寿命化計画に基づく適切な補修を実施し、長寿命化と維持管理費のコスト縮減を図る必要がある。

【目標値】

○公共交通運行エリア拡大率（路線延長増加率） 120%

○橋梁における長寿命化計画の進捗率 24%

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、交 通手段の 確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	公共交通バス運行事業	村	
		地域公共交通バス購入事業	村	
		富田線道路改良工事	村	
		橋梁長寿命化事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

すべての道路を同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、優先度を評価し、住宅地や大型車の通行が多い道路等の主要な道路から、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う。

橋梁については、赤井川村橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、順次修繕・架替を推進する。また、定期点検に基づく橋りょうの健全度に基づき、低コストかつ長寿命化を図ることができる最適な修繕計画を立案し、老朽化対策に活かす。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

若年層を中心とした定住促進や都市住民との地域間交流を進めていくためには、上下水道、公営住宅、廃棄物処理、消防・救急設備等快適な生活環境の整備が必要不可欠である。

また、上下水道施設の老朽化に伴う今後の設備投資額を把握する必要がある。

ごみの収集については、可燃ごみは週2回、不燃ごみは週1回、資源ごみは月2回、業者への委託により収集を行っており、処理については、可燃ごみは北しりべし廃棄物処理広域連合で焼却処理し、不燃ごみは村有の最終処分場で埋め立て処理、資源ごみについてはリサイクル処理を行っている。生活環境の整備については、リゾート開発に伴い増加する外国人住民への対応も新たに検討しなくてはならない。

救急業務については、住民の緊急搬送はもとより、リゾート施設に滞在する旅行客の緊急搬送も新型コロナウイルス感染症拡大前には急増していた傾向があることから、アフターコロナを見据え、救急車の更新も行わなければならない。

(2) その対策

ア 水道施設

生活様式の変化や生活水準の向上、リゾート再開発に伴い、水の需要は年々増加傾向にあり、また、水道施設の老朽化も著しく、施設新設や改修等により適切な維持管理を図る必要がある。また、水道事業法の公営企業法を適用することで今後の設備投資額を把握する。

なお、リゾート再開発による水道設備の増強を行う必要がある。

イ 下水道の整備

本村は、過疎地域であるが、農山村への移住指向や移住定住支援策、さらには子育て支援の充実が相まって一定の移入人口もあり、これら住民の定住を促進し、生活環境を向上させるには住宅周辺の整備が不可欠である。また、余市川上流域にある自治体として、水質環境の保持改善にその責務を果たさなければならない。

なお、下水道区域以外のエリアについては、引き続き、合併浄化槽設置の支援に努める。また、下水道事業法の公営企業法を適用することで今後の設備投資額を把握する。

ウ 公営住宅の整備

公営住宅については、築20年以上を経過する建物が全体の1/3を占め、修繕費も年々増加している状況にある。また、市街地より離れる集落に居住する高齢者からは、利便性の高い中心集落の公営住宅への入居を希望するニーズもあるため、老朽化する公営住宅の建て替えやリノベーション等で公営住宅の整備を進めていく必要がある。

エ 墓地等の整備

本村には墓地が3か所あるが、年々手狭になってくるとともに、少子・高齢化を背景に合同墓を求めるニーズもあるため、墓地の敷地拡張をはじめ、周辺自治体との連携に

よる火葬場の整備も検討する必要がある。

オ 夜間照明の整備

現在ある街路灯は、高照明・長寿化・省エネルギー化を図るため LED 化を行っており、住民の安心・安全、防犯力を一層確保するよう維持管理を行っていく。

カ 廃棄物処理施設の整備

平成 10 年に一般廃棄物処理施設が完成したが、完成後 20 年を経過し、設備の更新期を迎えている。施設周辺の環境悪化防止のため、適切な施設管理に努める必要がある。

また、平成 14 年に廃炉として役割を終えた一般廃棄物処理施設の解体も行う必要がある。

キ 消防・救急施設の整備

消防施設並びに救急車の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理、設備の更新等により維持管理を図る必要がある。

なお、救急車の更新に伴い、北後志地域で唯一救急救命士の運用が行われていないことから、住民の生命を守るために救急救命士運用を実施し、救急体制の質の向上を図る。

ク し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備

現在、北後志 5 町村のし尿処理は、北後志衛生施設組合のし尿処理施設で処理を行っている。処理施設の老朽化が著しいことから、余市町の下水道終末処理場での処理一元化を進めることにより、維持管理費用の効率化を図る。

【目標値】

○救命救急士の運用 100%

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 簡易水道	配水管更新事業	村	
	その他	簡易水道法適用化事業	村	
	(2)下水処理施設			

	地域し尿処理施設	下水道広域化推進事業	余市町	
	その他	下水道法適用化事業	村	
	(4)火葬場	火葬場補修工事	村	
	(6)公営住宅	公営住宅建替等事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 水道施設

中長期的な利用停止は難しく、災害時に村民へ与える影響が大きいため、予防保全型管理に努め、管路の耐震化を行うなど、安定した運用を推進する。

イ 下水道施設

衛生面や浸水対策面など、村民生活において重要な施設であるため、定期的な点検や施設改修による長寿命化などの施設整備を推進する。

ウ 公営住宅

赤井川村公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化を基本として計画的に建物の建て替え・改善・修繕を推進していく。

エ 墓地等

火葬場建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で改修・修繕を行う。

オ 夜間照明等

維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討する。

カ 廃棄物処理施設

村の重要なインフラとしての側面を持っているため、施設の稼働担保を優先の上、維持管理コストの削減を図る。

キ 消防施設

村の重要なインフラとしての側面を持っているため、設備の稼働担保を優先の上、設備の長寿命化、維持管理コストの削減を図る。

ク し尿・浄化槽汚泥処理施設

衛生面や浸水対策面など、村民生活において重要な施設であるため、定期的な点検や

施設改修による長寿命化などの施設整備を推進していく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

平成 22 年の国勢調査では 0 歳から 14 歳までの年少人口は 170 人であったが、平成 27 年の国勢調査では 139 人と、未婚化や晩婚化の進行等に伴い、少子化が深刻化している。当村においては平成 27 年度に子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、2 か所の村立へき地保育所の無料化、中学 3 年生までの学校給食費及び医療費の全額負担を開始したほか、平成 28 年度には、入所児童数の減少と保育体制の充実を図るため、都へき地保育所を赤井川へき地保育所へ統合した。

これら子育て支援策を進めているが、子供の数は依然として減少し、子育て支援が重要な課題となっている。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進

平成 22 年の国勢調査では 65 歳以上の高齢者は 346 人で総人口に占める割合は 27.4% であったが、平成 27 年の国勢調査では 364 人となり、高齢者比率は 32.5% と 30% を超えるに至っており、人口減少と相まって高齢化が進展している。

このような中、高齢者が健康で過ごすための知識の普及や身体機能の維持・向上をはじめ、生きがいづくりに対する各種の取り組みを、村、社会福祉協議会、地域包括支援センターが連携して推進するとともに、介護保険サービスについては、村直営の事業所として、訪問介護、通所介護事業を実施している。

これら高齢者等に対する支援策を進めているが、今後も高齢化率の上昇が見込まれることから、すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、いつまでも自分らしく暮らせる村づくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

地域における子育て環境の充実、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、保育料、学校給食費の無料化、中学 3 年生までの医療費全額助成を継続するとともに、住民ニーズの高い 0～1 歳児保育については、近隣市町と連携を図り、広域入所により必要な保育サービスが提供されるよう取り組みを行う。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進

高齢化に対応した村づくりを進めるため、高齢者等が生きがいを持って日常生活を営むことができるよう、生きがいづくり、住民の健康づくり、ボランティア活動を支援し、住民の憩いの場となる高齢者・女性等活動支援センター(健康支援センター)を拠点に高齢者の保健・福祉の向上に取り組む。

また、地域の資源を最大限活用することにより高齢者の暮らしを支えるため、生活支援体制整備事業や地域包括支援センターによる適切な支援を提供する。

【目標値】

○保育所待機児童数 0人

○要支援・要介護認定高齢者の割合 21.0%

(3)計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	へき地保育所運営事業	村	
	(3)高齢者福祉施設 その他	シルバーハウジング運営事業	村	
		地域包括支援センター運営事業	村	
		生活支援体制整備事業	村	
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	健康支援センター運営事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア へき地保育所

就学前児童に安全で快適な保育環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行う。

イ 健康支援センター

安心して施設を利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かす。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

生活様式や生活環境が著しく変化し、健康を阻害する要因が複雑多様化しており、高齢化が進行している当村にとっては、医療受診体制の強化が必要となってきた。

現在、当村の医療機関は村立診療所が1箇所あり、医師1人、看護師1人で、内科・外科・小児科へ対応しているが、平成12年度より月1回整形外科の出張診療が行われている。しかし、眼科、耳鼻咽喉科等の専門診療科目や歯科医院がなく、住民は近隣市町の病院へ通院している状況にあり、脆弱な公共交通体制により、大変な不便を強いられている。

なお、平成17年度に救急車が配備されたことにより、緊急時の患者輸送に対応できることとなっており、今後は、救急車の更新期に併せ、救命救急運用の開始が必要となっている。

(2) その対策

村立診療所の運営については医師に委託しているが、今後は、村内関係機関及び村外医療機関との連携や救急体制を強化するとともに、村民の医療ニーズに対応する医療提供体制のあり方を検討していく必要がある。

【目標値】

○救命救急士の運用 100%

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の 確保	(1)診療施設 診療所	赤井川診療所管理運営事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

医療を受ける人が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かすとともに、建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行う。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

当村には、小学校2校と中学校が1校あり、令和2年5月1日現在で小学生が59人、中学生が36人と、5年前と比較し児童・生徒数は2人減少している。

学校施設については、中学校は平成3年度に新築し、平成4年度に村内に2校を1校に統合しており、都小学校を平成5年度に、赤井川小学校は平成6年度に改築を完了し、平成22年度には外壁補修を、平成30年度は赤井川小学校の大規模補修を実施している。

学校教育については、小規模校である特徴を最大限に生かし、国際性や創造性豊かな児童・生徒の育成、基幹産業である農業体験学習、ボランティア活動への参加を通じて、郷土愛の育成や知育・徳育・体育の調和のとれた豊かな人間性を育てる教育に取り組んでいる。

社会教育については、人口減少や少子・高齢化の振興を背景に、地域のつながりの希薄化や活力の低下が進みつつあり、村民一人一人が生きがいとゆとりを持ち、心豊かな生活を送ることができるよう「いつでも・だれでも・どこでも」学び、活動できる環境を整えることが必要であり、社会体育施設については、体育館、プールなどが整備され、住民の健康づくり、体力の向上に活用されている。今後、これら施設の有機的な活用と機能面の充実を図ることが必要である。

(2) その対策

ア 体育施設の整備

体育館アリーナの照明については、LED化を進め照度を向上するとともに、令和3年度にトイレ等の改修を行い、バリアフリー化を進めるに至っているが、冬期間の暖房効率が低下していることから、利用者の利便性と快適性を高めるとともに、災害時の避難施設でもあることから、効率的で省エネルギー化が図られる暖房への改修が必要である。

イ 教育の振興

グローバル社会やICT社会へと社会の進展が急速に進む中、平成13年度に開始し

たオーストラリアへの中学生海外研修事業を続けるとともに、外国語習得のステップアップを目的に、外国語指導助手（ALT）の配置を継続し、外国語教育の質の向上を図る。

また、令和2年度にはGIGAスクール構想のもと、村内小中学生へのタブレット配備が完了したため、高度情報化や技術革新に対応できる人材育成を目的にICT教育を推進していく必要がある。

なお、過疎地域の特性を生かし、地域とともにある学校づくりに向けて、コミュニティスクールの取り組みを加速化していく。

さらに、児童・生徒の通学環境を維持するため、スクールバスの更新について、検討が必要である。

ウ 社会教育の振興

図書施設については、役場庁舎と健康支援センターに設置している図書コーナーで貸出を実施しているが、定住自立圏構想において圏域内の図書館を利用できることとなっているため、住民への周知を図る。

また、社会教育施設の老朽化も著しく、修繕等により適切な維持管理に努める。

【目標値】

○コミュニティスクール導入学校数 3校

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(1)学校教育関連施設 校舎	村内学校大規模修繕工事	村	
	(3)集会施設、体育施設等 体育施設	体育館改修工事	村	
	(4)過疎地域持続的発			

	展特別事業 その他 (5)その他	外国語指導業務委託事業 中学生海外研修事業	村 村	
--	------------------------	--------------------------	--------	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 学校施設

児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、また災害時において避難所としての機能確保を行うため、学校施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行う。なお、小学校の統廃合に係る課題については、今後の施設改修時期や児童数の推移状況及び、保護者や地域の意向を踏まえて然るべき時期に総合的な検討も必要と考える。

イ 社会教育施設

点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図る。また、維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村の基幹集落は、役場を中心とした赤井川地区と道道沿いの水田地帯を中心とした都地区とがあり、その他集落は期間集落を囲むように点在し、平成18年には既存区会に2区会が吸収され15区会となっている。

集落周辺は、交通や生活の利便性を考えると中心集落より劣る部分はあるが、農地や環境保全等農村の多面的機能の観点からすると、非常に重要な役割を担っており、無理に中心集落への集約化をすべきではなく、現状を維持することが大切であるとする。

しかしながら、人口減少や少子・高齢化など様々な要因により集落活動を支える担い手不足が深刻化しており、災害時や緊急時の対応を行う最も身近な組織としての強化が必要となっている。

(2) その対策

集落の維持、農村環境の保全、また、地域住民のコミュニティ活動が円滑に行われていくよう、より一層支援していく必要がある。

また、高齢化や後継者不足から農地や集落環境を守る人材が不足していることは明白で

あり、新規就農者や地域おこし協力隊などの担い手対策を推進し、世代交代が円滑に行われるよう取り組まなくてはならない。また、中心集落から離れて暮らす高齢者の生活の持続が難しくなった場合は、中心集落にある高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）や公営住宅への定着を促進する。

なお、これら対策をもってしても、区会としての持続が困難となった場合は、住民主導によるスムーズな区会の再編が進むよう支援を行う。

【目標値】

○新規就農者数 10人

○空き家活用数 1戸

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の 整備	(3)その他	集会施設管理事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域のコミュニティ施設として利用度を高めながら、利用者動向やニーズに応じた効率的な管理運営方策を検討する。

また、耐用年数までは現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とし、今後、耐用年数を超えての利用については、建物の劣化状況や利用状況、地域住民の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断していく。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本村における文化活動は、舞踊や茶道などの団体やサークルがあり、それぞれ社会教育施設を活用して、自主的な活動を行っているが、高齢化を要因に年々活動が縮小されている傾向にある。

今後は、サークル活動の担い手を育成するとともに、美術・音楽・演劇などの鑑賞機会を拡充し、村文化祭等での発表の機会を設けるなど、住民の芸術文化意識の向上を図る必要がある。

伝統芸能としては、昭和56年に創作された「カルデラ太鼓」と「赤井川音頭の舞踊」

があり、地域特有の伝統文化の振興は、高齢者の積極的参加を促し、子供たちの郷土愛と自信、誇りの創出につながることから、小中学生を中心に育成を進め、次世代に伝承するため、後継者の育成に努めていく。

なお、文化財の保存については、旧赤井川中学校校舎により郷土資料館として展示・保存しているが、施設の老朽化が著しい。

(2) その対策

「カルデラ太鼓」を小中学生などに伝習するとともに、青年活動を支援し、後継者育成や次世代への伝承・保存に努める。

また、適切な太鼓の更新を行っていく。

【目標値】

○カルデラ太鼓保存会会員数 50人

○郷土資料館来館者数 50人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化等の振興等	(3)その他	カルデラ太鼓保存会運営事業	村	
		郷土資料館運営事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

郷土資料館は、施設を安全に利用できる状態に保ち、展示品を適切に保管するため、施設の定期的な点検を行うとともに、必要に応じて修繕、改修を実施する。

なお、施設の更新時には、倉庫や図書コーナー等の機能を含めた複合化・統合化を視野に入れた検討を行う。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

世界的な環境問題の一層の深刻化等を背景に、環境保全やエネルギーのあり方に対する関心の高まりを受け、再生可能エネルギーの活用に向けた取り組みが各地で推進されてお

り、本村においても、平成24年度より民間事業者による地熱開発調査が進められた経過がある。

豊かな未利用資源の活用と循環型社会の形成を目指す地域づくりを進めるため、令和2年度に赤井川村エネルギービジョンを策定し、再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを進めている。

(2) その対策

令和2年度に策定した赤井川村エネルギービジョンに基づき、環境保全と開発との調和を図りながら、地熱や小水力をはじめとする再生可能エネルギーの導入・事業化に向けた各種調査等を民間事業者と連携して進め、ローカル経済の視点からグローバル経済の視点を見据えた地域経済に寄与するエネルギー構造の高度化・転換に向けた取り組みを推進する。

【目標値】

○再生可能エネルギー導入公共施設数 2施設

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利 用の推進	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー 利用	エネルギー構造高度化・転換理 解促進事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

赤井川構造改善センター・体育館

維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本村は、四方を山々に囲まれたカルデラ盆地の地形を成し、その美しい景観や自然環境等都市部にはない豊かな資源と国内有数のリゾート地を有しており、訪れる国内外からの

観光客からは好評を得ているところであるが、これら多様な地域資源の経済価値が十分に活かされていない現状にある。

(2) その対策

全国的にも珍しいカルデラ盆地の景観を地域資源として、平成17年にNPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟し、地域資源を保全・活用した地域づくりを進めているが、同法人に加盟しているサポーター企業との連携による農畜林産加工品の開発や新たな流通ルートの開拓を積極的に進める必要がある。

また、国内有数のリゾート地を有する強みを活かし、商工会、観光協会とリゾート事業者が連携して設立した赤井川国際リゾート推進協議会（DMO）により、地域資源を掘り起こし、多様な人材と異業種の交流を進め、新たな農村観光の展開を目指すとともに、カルデラ盆地の景観形成を行政、住民が連携し取り組みを促進する。

【目標値】

○カルデラの森整備事業 1 ha

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他 地域の持 続的発展 に関し必 要な事項	(1)景観形成事業	カルデラの森整備事業	村	
	(2)地域づくり事業	美しい村連合加盟事業	村	
	(3)地域振興事業	赤井川国際リゾート推進協会 運営事業	赤井川国 際リゾー ト推進協 会	
		カルデラの味覚まつり開催事 業	実行委員会	
	メープル街道 393 もみじ祭開 催事業	実行委員会		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当する公共施設なし

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	<p>畑地帯総合整備事業</p> <p>【具体的内容】 畑地かんがい施設の整備、ほ場の勾配修正、排水改良等実施</p> <p>【必要性・効果】 農作業の効率化、作付作物の品質向上を促し、地域農業の生産性向上や担い手への農地の集積・集約化による規模拡大の措置を図る。</p>	北海道	
		<p>水利施設整備事業</p> <p>【具体的内容】 尾根内頭首工、用水施設に係る整備</p> <p>【必要性・効果】 造成してから40年から50年が経過し老朽化が著しく整備の必要性がある。</p>	北海道	
	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	<p>基幹水利施設管理事業</p> <p>【具体的内容】 落合ダム施設及び一体的に管理する必要のある用水路の維持</p>	村	

	<p>観 光</p>	<p>管理（設備点検委託料、草刈り・除雪等に係る賃金、流木処理費用、需用費等）</p> <p>【必要性・効果】 施設の適切な維持管理を図ることで、安定的な畑地かんがい用水を供給し、農業生産の向上と収益性の高い作物の導入、農業経営の安定化が図られる。</p> <p>新規就農者育成支援特別対策事業</p> <p>【具体的内容】 新規就農者へのビニールハウス導入支援</p> <p>【必要性・効果】 安定した収益を見込める施設栽培は、新規就農者が積極的に取り組んでいる。就農時の初期投資を支援することで営農の定着を図る。</p> <p>道の駅あかいがわ指定管理事業</p> <p>【具体的内容】 道路利用者のトイレ休憩の場、地域情報の発信、施設利用者に対して地域特産品購入の場を提供</p> <p>【必要性・効果】 道路利用者のために休憩施設を提供し、施設利用者に赤井川村</p>	<p>新おたる 農協</p> <p>村</p>	
--	------------	---	-----------------------------	--

	(11)その他	<p>や周辺地域を含めた観光情報提供を行うとともに、地域の暮らしや歴史等の地域情報や魅力発信を行うことで、都市部との交流を促進し、関係人口の構築に繋げる。また、当施設を地域の“ひと”や“もの”が集まる拠点として、地域特産品や農産物の販売促進活動を展開することで、産業基盤の自立と地域経済活性化の推進が図られる。</p> <p>駆除鳥獣焼却施設整備事業</p> <p>【具体的内容】 特定外来生物及び有害鳥獣の駆除に伴う焼却施設</p> <p>【必要性・効果】 駆除後の個体・残渣の処理は、地域的な課題となっており焼却施設の整備により駆除活動の推進強化が図られる。</p>	村	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通	<p>公共交通バス運行事業</p> <p>【具体的内容】 民間路線バス事業者の撤退に伴い、市町村有償運送事業により公共交通バス路線を維持する。</p> <p>【必要性・効果】 村内唯一の公共交通機関であるバス路線の撤退は、高校生の通学や高齢者の通院、買い物等住民の日常生活に欠かすことのでき</p>	村	

		<p>ない社会基盤である。公共交通路線を持続的に維持することにより、住み慣れた地域で安心して生活を行えたとともに、定住効果が図られる。</p> <p>地域公共交通バス購入事業</p> <p>【具体的内容】 民間路線バス事業者の撤退に伴い、バス路線を維持するための車両を購入する。</p> <p>【必要性・効果】 バス路線は、通勤・通勤、買い物等住民の日常生活に欠かすことのできない社会基盤である。村でバス路線を維持するために必要となる車両を購入することで地域の社会基盤を維持することが可能となる。</p> <p>富田線道路改良工事</p> <p>【具体的内容】 村道富田線の道路拡幅工事</p> <p>【必要性・効果】 集中豪雨等による災害時において幹線道路が遮断された場合の避難路を確保し、住民生活の安全を確保する。</p>	<p>村</p> <p>村</p>	
--	--	---	-------------------	--

		橋梁長寿命化事業 【具体的内容】 橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の安全対策を実施する。 【必要性・効果】 橋梁の予防的な修繕と計画的な修繕を実施することで、交通安全の確保、大規模修繕を未然に防ぎ、コストの縮減と効率的な社会基盤の管理を行う。	村	
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	配水管更新事業 【具体的内容】 赤井川地区における老朽管の布設替を行う。 【必要性・効果】 赤井川地区における水道供給の安定化と耐震化を図るため老朽管の更新を行い、衛生環境の向上を図る。	村	
	(2) 下水処理施設 地域し尿処理施設	下水道広域化推進事業 【具体的内容】 余市町の下水道終末処理施設の改修 【必要性・効果】 北後志衛生施設組合し尿施設の老朽化に伴い、余市町の下水道終末処理場の改修をすることで広域での汚水処理全般の効率化、	余市町	

		行政コストの軽減等が図られる。		
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 その他	外国語指導業務委託事業 【具体的内容】 外国語指導助手（ALT）1名の配置 【必要性・効果】 高校での実践的授業に備えるとともに、小学校での英語授業必須化に伴い、「話す・聴く」分野での効果的な指導を実践する。	村	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 再生可能エネルギー利用	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業 【具体的内容】 地域資源を活用した再生可能エネルギー導入に関する調査を行うとともに保養センターの温泉熱源を活用し、施設内及び隣接する体育館において熱利用を行う。 【必要性・効果】 小水力発電等による再生エネルギー導入施設整備を検討するとともに再生可能な熱資源を活用し、CO2削減を進め、化石燃料使用割合を減少させ、施設の維持管理コストの低減を図る。	村	